

東京都環境審議会

カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会（第9回） 速記録

（午後3時00分開会）

○福安政策調整担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回「カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会」を開会いたします。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を務めております、環境局総務部環境政策課政策調整担当課長の福安でございます。よろしくお願いいたします。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の検討会は、ウェブ会議で行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。発言者以外の委員の方は、会議中はビデオ及びマイクをオフにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言をいただく際はビデオ及びマイクをオンにいただき、お名前をおっしゃってから発言をお願いします。

資料につきましては、会議次第のとおりです。事前にデータを送付させていただいておりますが、説明に合わせて画面にも表示させていただきます。

本日ですけれども、16名の委員の皆様にご参加いただいていることを御報告させていただきます。

それでは、これからの議事につきまして、田辺座長をお願いしたいと存じます。

田辺座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。今日も暑い日が続いていますけれども、皆さん御参加ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

前回の検討会では、パブリックコメントの結果の概要、また答申素案、加えて都として公表された条例制度改正の基本方針（案）について御意見を皆様から頂戴いたしました。

初めに、事務局から資料1の御説明をお願いいたします。

○福安政策調整担当課長 資料1でございます。条例改正のあり方検討会第8回における主な御意見でございます。

まず、全般に関する御意見でございます。

パブリックコメントに対して丁寧に回答している。

ヒアリング時の事業者からの意見や検討会委員からの意見、パブリックコメントを踏まえ、実際の制度に丁寧に落とし込んでいる。

HTT、東京都の電力を減らす・創る・蓄めるのキャンペーンの基本線が守られており、非常によい。

エネルギー価格の高騰による電力のひっ迫や災害への対応を考えるだけでも、自らがエネルギーを創り賄っていくことを推進する施策は非常に重要である。

若い世代は気候変動問題を自分事と捉えており、対策を求めているということが顕著に表れていることが印象的である。その中で、都がリーダーシップを取って取り組んでいくことは重要である。

都民全般に正しい情報を発信していくことが重要。誤った情報に答えるよい情報をアップデートしていく必要がある。

都が産業・エネルギー分野に非常に積極的な補助や支援をしている点についても、都民や事業者の方にしっかりと伝えていくことが重要である。

災害による事故リスクを懸念する声もある。起こり得る可能性を受け止め、柔軟性と支援策をきちんと講じる必要がある。

経済性や供給安定性への不安の声があるので、追加的なコストや全体像について、都民や事業者の協力を得られるよう、丁寧なコミュニケーションに努めてほしい。

再エネの賦課金が上昇しており、電気代の支払額の上昇に拍車をかけているのではないかと懸念に対して、FIT制度の仕組みなどについて丁寧に答えていく必要がある。

未来のために都民や事業者とともにカーボンハーフを実現していく必要があるという哲学（大義）の部分をメッセージとして分かりやすく伝えていく必要がある。

建物、運輸部門の電化を進めることは、並行した取組ではなく、関連していることを強調していくことで、東京都全体の脱炭素化を一層進めることが可能になる。

自然環境の観点も考慮しているということを条例提案の際に打ち出していくとよい。

次に、新築建物に関する御意見をいただいております。

再エネ、太陽光の導入もさることながら、省エネ・断熱性能の高い住宅をしっかりと新築の段階から造っていく。都民の健康や住みやすさ、災害時など様々な状況に対応する上で非常に重要である。

今回、東京都の温室効果ガスの実績、2020年度の速報値を先日公表したところでございますけれども、家庭部門が増加しております。在宅勤務などの影響かと思われますけれども、今後もこのような傾向が続くと考えられる。よって、住宅などの省エネは極めて重要になる。

今回の制度は、事業者の努力を市場が評価するというものである。特に太陽光など、事業者が都民の心配事を解消できるように提案をしていただき、東京都と組んで解消できるようにすれば、よい企業競争が発生するのではないかと御意見をいただいております。

代替措置について、東京都のほうで新たに提示したところがございます。カーボンクレジットの購入など、柔軟性を持った制度とすることも必要である。

同じく代替措置についてですけれども、制度の開始当初の時期には重要である。一方で、柔軟性と効果はトレードオフになるので、バランスが必要である。将来的なフェードアウトが望ましい。

住まい手側に主体的、合理的な選択を自ら促す説明義務の制度を今回導入しておりますけれども、そちらを評価。様々な主体の行動を裏打ちする、よいメッセージになっている。説明が表面的にならない実効性の確保も必要である。

省エネ・断熱基準について、あくまでカーボンハーフを達成するための基準であって、国の基準以上にするのは最低限のこと。目的に対して足りないのであれば強化していくという姿勢で取り組むことが重要である。

太陽光パネルのリサイクルルート確立は、政策的に非常に重要であり、国ではなく、まさに東京都ができることであるという御意見をいただいております。

前回の振り返りは以上でございます。

○田辺座長 どうもありがとうございました。

こちらに関しましては、何かございましたら、この後、ほかの資料の御説明もいただきますので、今回の議題の発言と併せて御意見いただきたいと思っております。

それでは、本日の議事について、事務局から資料の説明をまとめてお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○福安政策調整担当課長 本日の説明資料、資料1、資料2-1、資料3、参考資料1を使って説明させていただきます。

最初に、答申の素案の修正点について御説明いたします。

前回の修正点で、新築建物の断熱・省エネ性能に関する記述のところでございます、資料で赤囲みをさせていただいております。

まず、新築の大規模建物に関する断熱・省エネ基準の最低基準の記述のところでございます。

断熱・省エネ性能の基準強化について、カーボンハーフを見据えた水準を踏まえる必要が

あるだろうという御意見をいただいております。修文をさせていただきました。

17ページ、22行目から「国が目指す省エネ性能の早期実現の観点も踏まえ、東京都においても、現行の省エネ性能基準（最低基準）を国基準以上に引き上げるとともに、2030年カーボンハーフの実現を見据え、今後、段階的な基準の強化を検討し、更なる性能向上を図るべきである。加えて、断熱・省エネ性能の向上は、居住性の質の向上にも貢献するものであり、住宅に対しても都が最低基準を新設し、性能を底上げすべきである」と修正してございます。

次に、26ページの図表で、稲垣先生から御指摘があった点でございますけれども、事務局の誤植がございました。中間まとめの際に、こちらの記載のとおり「災害ハザードエリアを踏まえた対策」として記載しておりましたけれども、古いデータで上書きしてしまっておりました。先生の御指摘のとおり、中間まとめのときの表現に戻しております。大変申し訳ございませんでした。

次に、35ページ、新築の戸建住宅を含む中小規模の新築建物に係る新制度の断熱・省エネ基準のところの記述でございます。こちらも、新築の大規模と同様に修正しております。

「このため、都は、国において2025年の施行が予定されている省エネ基準適合義務化を、より早期に東京から推し進め、確実なものとしていくためにも、新たな制度において断熱・省エネ性能の基準を定め、対象建物の環境性能の底上げを図るべきである。加えて、東京においてレジリエントな健康住宅の供給が進むよう、当該基準を国基準以上に設定するとともに、2030年カーボンハーフの実現を見据え、誘導基準の活用も検討すべきである」と修文してございます。

戸建住宅を含む中小規模の新築建物につきましては、今回の制度の新設におきまして、必達の基準といたしまして、住宅のトップランナー基準を採用したいと考えております。先日御紹介した東京都の基本方針のほうに具体的には書かせていただいております。2025年に開始される国の適合基準よりもかなり厳しい基準と認識してございます。具体的には、省エネ性能につきまして、国の義務基準との比較で申し上げますと、注文住宅では20%、建売住宅では15%、適合基準よりも高い基準を採用しているというところでございます。これに加えまして、2030年カーボンハーフの実現を見据え、誘導基準の活用についても検討してまいりたいと考えてございます。

答申の素案の修正箇所につきましては、以上の3か所でございます。

続いて、資料3、8月1日に御説明いたしました条例制度改正の基本方針（案）についてで

ございます。今回の条例改正の方針（案）におきまして、こちらの6つの制度についてこれまで御議論いただき、答申素案として取りまとめているところでございます。パブリックコメントを受けまして、こちらの制度強化の骨格につきましては変更がないということで認識しております。

その上で、本日、基本方針についての御説明は前回行っており、割愛させていただきますが、前回御欠席の委員もいらっしゃいますので、本資料の位置づけについてのみ御説明差し上げたいと思います。

これまでの環境審議会での御議論や関係事業者、団体からの意見表明、あと都議会での議論、パブリックコメントでの御意見を踏まえまして、東京都として取り組むべき気候対策を検討してきたところでございます。この基本方針（案）は、これまでの検討を踏まえた条例改正に関する今後の都の基本方針のたたき台となるものでございます。今後の環境審議会での答申の取りまとめと並行いたしまして、こちらの基本方針（案）の提起をさせていただいたことを基に、関係団体、事業者などとの議論をさらに深めてまいります。その上で、9月上旬を目途にこちらの方針（案）をブラッシュアップさせまして、基本方針を策定、公表してまいりたいと考えてございます。

また、こちらの方針（案）の内容のブラッシュアップにつきましては、現在、東京都のほうで技術検討会なども開始してございますので、その内容、検討事項などの反映も行ってまいりたいと考えてございます。

次に、説明を進めさせていただきます。

前回、8月1日の検討会の場におきまして御紹介が十分にできなかった新築・中小規模の新制度につきまして、太陽光パネルの設置義務化について、特に高い関心をいただいております。

このたび、資料3、太陽光パネル設置に関するQ&Aを公表させていただいたところでございます。今後、随時、情報のアップデートも図ってまいりますけれども、いずれも都民・事業者の皆様から高い関心、御意見が寄せられているものでございますので、前回御説明できなかった部分を中心に、本日は説明させていただきたいと考えております。

Q&Aの形を取っておりまして、まず、Q1、一定の新築住宅に対する太陽光発電設備などの設置を義務づける制度をなぜ新設するのでしょうかというところでございます。

A1に書かせていただいておりますけれども、本検討会での御審議、また答申の素案の内容を反映させていただいておりますけれども、東京都では建物対策が重要であると。とりわけ

家庭部門でのエネルギー消費量の削減が課題でございまして、対策の強化が必要でござい
ます。

先ほども御説明差し上げましたけれども、家庭部門のエネルギー消費量、温室効果ガスの
排出量、2020年度と比べて減少していないということが部門別の比較で御覧いただけるかと
思います。

続いて、Q2、太陽光パネルの設置義務者は誰になるのかというところで、A2としてハウス
メーカーなどの事業者が対象でございまして。

パブリックコメントにおきましては、既存の住宅も含めて一律に義務化になるのかといっ
た御意見もございました。今後とも情報発信の充実、都民の皆様とのコミュニケーションの
強化を図ってまいりたいと考えてございます。

Q3、日当たりの悪い住宅や狭小な住宅などについても太陽光パネルを設置しないとイケな
いのか。

A3で、本制度は、義務対象の住宅供給事業者に対しまして、日照などの立地条件や住宅屋
根の大きさなど個々の住宅の形状などを踏まえ、太陽光パネルの設置を進め、供給する建物
全体で設置基準の達成を求める仕組みとなっております。

今回、基本方針（案）におきましては、屋根の面積が一定規模未満の住宅などについては
設置対象から除外される仕組みの検討も御提示してございます。今後、そのあたりも技術検
討会などにおきまして、さらに具体を詰めてまいります。

Q4-1、注文住宅の施主などに求められる対応につきまして、それぞれ注文住宅の施主、も
しくは賃貸住宅のオーナー、いずれも建築主となる方々に求められる対応について記述して
おります。

Q4-2、建売分譲住宅の購入者、また賃貸住宅の借主に求められる対応について、前回の
検討会で御説明したとおり記載してございます。

Q5、経済的メリットというところで、設置から維持管理、廃棄・リサイクルまでを含めた
経済性の試算を新たに行いまして御提示してございます。今後は補助制度の拡充などについ
ても検討して、さらなる設置を後押ししてまいりたいと考えてございます。

Q6、初期設置費用を抑えるサービス、第三者所有モデルなどが多数ございますので、こう
したビジネスの普及、後押しについても検討していく必要があると認識してございます。

Q7では、停電時の自立運転機能ですとかCO2削減効果、経済的メリット以外のところにつ
いてもお示ししております。

Q8、制度の開始時期について、制度の詳細の検討、また条例改正案について都議会の審議を経た後、一定程度の周知期間を設けまして施行する予定でございます。

Q9、太陽光パネルの設置義務化、海外諸都市・国内自治体の動向についてまとめております。

下の表でございますけれども、ニューヨーク市、カリフォルニア州で太陽光の義務化が開始されております。また、来年1月からはドイツのベルリン市でも開始される予定でございます。

また、国内では、京都府、京都市におきましては、延床300平米以上の新築建物への太陽光の設置義務化、また群馬県は、延床面積2,000平米以上のところに設置義務化というところで制度が進められてございます。川崎市におきましても、現在、東京都方式という言われ方をされておりましたけれども、東京都と同様の仕組みでの設置義務化の検討が進められているところでございます。

そのほか、Q&Aを様々御用意しております。こうした情報発信につきましても積極的に取り組みながら、制度の理解、太陽光発電に対する理解を一層広げていく必要があると考えてございます。こちらのQ&Aにつきましても更新を図って、東京都の太陽光ポータルサイトでとか様々なメディアなどを通じて発信してまいりたいと考えてございます。

最後に、資料の御紹介で、参考資料1でございます。太陽光発電設置解体新書というものをPR資料として作成させていただきまして、こちらの資料は、8月1日以降、有識者の方ですとか報道機関の方、メディアの方、研究機関の方、NPOなど、幅広い主体に対して、今回の太陽光義務化を設置する意義ですとか具体的な制度設計の考え方、よくある質問や回答などの読み解きができるような形で作成しており、各方面に展開を開始しているところでございます。

太陽光発電の導入に安心して、また安全に取り組んでいただけるように、都民・事業者の皆様から質問や相談などを受け止め、丁寧に分かりやすく、正確に広報を行っていきたく、きめ細かく対応してまいりたいと考えてございます。こういった普及啓発資料も活用しながら、また見せ方の創意工夫を図りながら、丁寧にお伝えしていく努力を積み重ねてまいりたいと考えてございます。

本日、資料の説明につきましては以上でございますけれども、今後、東京都が具体的な制度構築を進めていくに当たりまして留意していくべき事項ですとか、より実効性を高めていくための御意見、御助言などございましたらぜひお願いしたいと考えております。また、太

陽光の義務化ですとか新築建物の制度を中心に御説明差し上げているんですけども、そのほか既存建物に対する制度、地域エネルギー有効利用、再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度につきましても制度強化を図ってまいります。御意見がございましたら、この際ぜひお願いできればと存じます。

説明は以上でございます。

○田辺座長 福安課長、どうもありがとうございました。

それでは、ここまでいただいた説明について、議論に移りたいと思います。

先ほど課長からありましたように、少し広くいただいても結構でございます。

御発言御希望の方は、挙手機能もしくはチャット機能によりお知らせください。

また、御説明のあった資料2につきましては、検討会としての取りまとめを行った上で、企画政策部会、また総会に報告する流れとなります。

今後の制度検討に当たって留意すべき事項に関する御意見であるのか、答申素案の具体的な修文に関する意見であるのか、これについては可能でございましたら御発言の前にお伝えいただけると幸いです。

答申素案には行番号が、また方針（案）にはページがつけられておりますので、併せて御発言いただけますと円滑な質疑ができると思っております。御協力をよろしく願います。

それでは、ぜひ積極的に御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、有村委員、お願いいたします。

○有村委員 まず最初に、取りあえずぱっと思いついたことだけ御報告申し上げます。

これまでの議論の中で、都民の方からいろいろな反応があって、いろいろな疑問が湧いてきたことに対して東京都のほうで非常に丁寧に回答を用意されて、いろいろな点がとてもクリアになってきたと考えています。そういった意味では、いろいろな誤解も解けたり、あるいはいろいろな柔軟性措置があるんだということも分かってきて、いろいろと分かりやすくなってきたんじゃないかと思います。

その中で、既に田辺先生がやられている検討会のほうでやられていることだと思うんですけども、新しい新規住宅に関して、大手のメーカーさんの方はいろいろなことがどんどんできていくと。ただ一方で、建物を造っている事業者さんはいろいろな方がいらっしやっで、東京都の新しい制度になかなかキャッチアップできないような事業者の方もいらっしやるんじゃないかなと想像しておりましたので、そういった方々に対して東京都のほうで新し

いこれからの建物に関するキャパシティビルディングみたいなものをサポートしていくということも一つ重要な施策になっていくのではないかなと思いました。

それから、具体的な提案はないんですけれども、一方でほとんどの建物は既存の建築のビルだということなので、こちらに対する施策というのもしっかりやっていく必要があるだろうなと思っております。

それから、答申素案のほうで、排出量取引に関してきちっといろいろ御説明があつて、素晴らしいと思います。キャップ&トレード制度というのは、今、国で議論が進められているカーボンプライシングの一つであつて、国に先んじて東京都はカーボンプライシングの一つであるキャップ&トレードをやってきたんだということです。それが分かりやすいように、カーボンプライシングの一つであるキャップ&トレード制度をここまで東京都が実施してきて、非常にうまく制度化してきた、効果があったというところが分かるような修文を工夫していただけるといいかなと思います。42ページの7行目に排出量取引制度に関する記述がありまして、排出量取引制度に関する説明はきちっとされていると思うんですけれども、そういったところが冒頭のあたりで、これはカーボンプライシングという制度の一つであつて、その一つである排出量取引制度を工夫しながらうまくやってきたということが分かるということが都民の方に向けていいのかなと思いました。

以上です。

○田辺座長 どうもありがとうございました。

中島委員、お願いいたします。

○中島委員 中島です。

今、有村委員も言及されたんですけれども、今の基本方針（案）の資料3でいきますと、9ページ、10ページあたりに制度強化の拡充の5つの方針と書いてあるんですが、これを見ますと、既存の建物から既存住宅が抜けているように見えてしまったんですね。当然、この条例による制度強化に直接関わらないので未記載ということかとは思いますが、このように新築、既存、大規模、中小規模、事業所、住宅というふうに分けて記載したときに、方針2のところ既存住宅が入ってきていないというところが、書き方の問題かなとも思ったんですけれども、少し気になりました。

2030年カーボンハーフに向けた取組の加速の資料でも、既存住宅の断熱改修の支援強化がうたわれていると思いますので、この資料だけ見て対策が落ちているようにも見えないことはないのかなと。その辺、何か書き方の工夫をされてもよいのかなと思いました。

答申素案でいきますと、第5の一番最後にほかのこともいろいろ検討していきますよという書き方で、今回の制度強化対象以外の分野というところに入ってくるのかなとも思っただけですけども、落ちているように見えてしまわないかなというところが少し懸念されたので、コメントさせていただきました。

以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、山下委員、お願いいたします。

○山下委員 ありがとうございます。山下でございます。

中間とりまとめ以来の大枠については、8月1日と本日の御説明で、特に私からの意見はありません。今日申し上げたいのは、大変小さくて具体的な点なのですが、資料3、参考資料、Q&Aについてです。

こちらにも全般的によく都民・事業者の方が疑問に思っておられる、あるいは誤解を生じやすいポイントについて丁寧に取りまとめられておまして、この点についても、特にこれ以上の修文上の意見はありません。

お伺いしたい、あるいは今後の技術検討会も含めた御検討をもしできればという、今後の希望のような点で3点だけ、非常に小さな点を申し上げたいと思います。主に太陽光義務化、今、資料を提示していただいている点についてです。

前回も申し上げましたように、特に住宅に関しましては、東京都の住宅の実態に合わせて、様々な住まい手に合わせて公平な負担がされる、あるいは建物の長期的な利用に合わせて、現在のニーズだけではなく、将来的なレジリエンス等、あるいは環境性能の高い住宅への誘導といった視点が重要であるという点について、私どもの考え方があるかと思います。

そこで、質問としては、特に集合住宅についてです。集合住宅も分譲、賃貸型とありまして、その規模も延床面積や戸数について、非常に小規模のアパートメントのようなものから、大規模開発によって駅前に生まれるオフィス・住宅併用型のような様々な住宅が都内では見られるところがございます。このように、所有権者が複数であり、またその利用形態も様々であるときに、初期設定、月々の利用、修繕費といった非常に細かい、実効性のある仕組みづくりについて、現在でも行われているものの例の中でよいものがありましたら、例えばひな形のようなものを提示する、その他、答えは1つではないのかもしれませんが、これが合理的な負担のあり方のモデルであるといったものが示せると、一層、トラブルなく円滑

に実施できるのではないかと私としては希望しています。

同じことは、既に意見がありますが、2点目、環境性能の説明義務についても、形骸化しないような実効性のある内容として、最低限どのような項目、どのような内容が柱立てとして必要なのかといった点を、事業者の意見なども聞きながらフォローアップして具体化を目指していただければと希望するところであります。

第3点として、非常にデリケートな点ですが、条例の施行日、今後、技術検討会で御検討なされるということで異論ありません。ただ、そこまでの周知期間の間にソフトランディングがされる、逆に申しますと、駆け込み需要などが生じないような、何か誘導されるような仕組みづくりも御検討いただければと願うところでございます。

まとめませんが、取りあえず以上3点、申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○田辺座長 山下委員、ありがとうございました。

それでは、ここで一旦、東京都のほうからお答え等をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○福安政策調整担当課長 有村委員と中島委員、山下委員、御意見、御質問ありがとうございます。

まず、既存の建物の対策、こちらのストック対策の重要性というところ、御指摘のとおりかと思えます。既に業務系のビル、事業所につきましては、今回の条例改正の中でも御検討いただいておりますキャップ&トレードですとか報告書制度でカバーしてきているところでございまして、今後、住宅対策、家庭部門の対策など、既存建物の対策の重要性は御指摘のとおりかと思えます。

今回の基本方針（案）では、条例改正にポイントを絞って資料を作っている関係がございまして、そういう見え方になってしまっているところはありますけれども、環境審議会で昨年5月から検討してきている中では、既存の家庭部門の対策についても様々御議論をいただけてきました。また、環境基本計画の中でも、そのあたりは今後の施策の方向性というのを盛り込んできているところでございます。こちらにつきましても、条例改正と併せて様々な施策で対応を検討していく必要があると考えてございます。

それで、特に住宅関係でいいますと、有村先生、中島先生から、既存住宅の中でも大手のハウスメーカーなどは対応できるけれども、キャッチアップできないところもあるのではないかとこの御意見をいただいたところでございます。キャパシティビルディングという観点

をどう考えるかという御質問をいただいておりますけれども、御指摘のとおりでございます。

東京都では、今年度に入りまして、住宅政策本部が中心になりまして、省エネ住宅推進プラットフォームという組織を立ち上げてございます。都内の中小の地域工務店の方々も含めまして、環境に限らず、様々な情報を共有するようなプラットフォーム、まさにキャパシティブUILDINGという観点のところも見据えた取組を始めているところでございますので、御指摘も踏まえて、東京都として取り組んでまいりたいと考えてございます。

そうしましたら、まず排出量取引の関係につきまして、所管の担当から御回答差し上げます。

○大谷総量削減課長 総量削減課長をしております、大谷と申します。どうぞよろしく願います。

有村先生から御指摘いただきました、キャップ&トレード制度においてカーボンプライシングを活用している点でございますけれども、制度の意義ですとか内容についてしっかりお伝えしていく点というのは非常に重要かと思っておりますので、御意見を踏まえまして記載を検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○古舘環境都市づくり課長 環境都市づくり課長、古舘と申します。

山下委員から御質問いただきました件について、3点、御回答させていただきます。

まず、1点目が集合住宅のお話でございました。

先生おっしゃるとおり、集合住宅については、小規模から大規模まで様々なものがございます。先生の御指摘では、それぞれいろいろなモデルがある中で、それを分かりやすく都民に伝えてほしいということだったかと思えます。この制度自体、複雑な制度になりますので、先生のおっしゃるとおり、モデルとか分かりやすい発信の方法等をしっかり考えていきたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

2点目が環境性能の説明についての御質問だったと思えます。

今、特に中小制度では、説明制度についても新たに提案させていただいております。具体的に何を説明するということについては、今、技術検討会で検討しているところでございますので、先生の意見も踏まえてしっかり検討してまいりたいと思えます。

3点目が施行日やこれまでの議論について異論はないという御意見をいただきました。ありがとうございます。また、駆け込み需要など、しっかりサポートができるようという御指摘だったと思えます。

制度施行に向けては、しっかり事業者様への周知期間を設けるとか、あと基本方針の16ページに、実効性を高める方向性ということで、都としての支援のあり方等についても記載させていただいていますので、そういうことをしっかりやっていきたいと思っております。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○田辺座長 座長からもコメントがありまして、先ほどの中小のところなんですけれども、国の有識者会議で大手と中小と分けるという表記に関して私は大変叱られました。中小工務店の中にもかなり頑張っている方がいるので、何か表現をうまく気をつけていただけるといいかなと思いました。

それから、キャップ&トレードなんですけれども、実態は、不動産事業者の方が省エネをして二酸化炭素排出量を減らしていくという努力をこれまで相当に設備投資などをやってやられているので、有村委員からのカーボンプライシングがうまくいっている書き方をするかどうかは、ぜひ東京都のほうでも御検討いただいて、実態に近いような形とそもそもの理想のところとうまく書いていただければいいなと思っております。

じゃあ、次の村上委員、鈴木委員、国谷委員にお願いしたいと思いますが、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 ありがとうございます。

私は、Q&Aの資料について、2点、お伺いしたいところがありました。

Q2とQ19の2か所なんですけれども、Q2のほうはほとんど質問です。トップランナーという言葉、トップランナーと事業者にという、これは意味合いからすると、規模でたくさんの面積を供給している大手事業者という意味合いなんだと思うんですけれども、省エネ関連でトップランナーというと、省エネ基準のトップランナーというふうに使われることも多いので、一瞬迷うところがあるのかな、規模だけのことであればそのように書いてもいいのかなと思いました。

Q19のほうは、人権問題のところ、これについては、7月にIEAも太陽光のグローバルなサプライチェーンに関する論点のようなものを出していましたが、実際にこういった御質問が多かったのかもしれないんですけれども、太陽光パネルの価格の低減ですとか世界的な供給という意味で、中国の果たしてきた役割もあったのかなとも思われるところ、やや懸念先行のように見えるなど。これはQ&Aなので仕方がないのかなとは思いますが、中国のというよりも、グローバルなサプライチェーン上にあり得る課題として捉えるようなことが、もし可能であればそういったことでもQの対象としてはより広くなる可能性があるの

で、そういったこともあり得るのかなど。このQ&Aで新たなQがまた起きそうだなという感覚が少しありまして、発言させていただきました。

以上です。

○田辺座長 どうもありがとうございます。

それでは、国谷委員、お願いいたします。

○国谷委員 ありがとうございます。

今回の条例改正に向けての検討は、太陽光発電など需要サイドの自家発電力の強化が中心になっており、今後の分散型エネルギーシステムの構築にとって非常に重要な改正だと思います。そして、丁寧に疑問等にコミュニケーションを取っていらっしゃるということは重要だと思いますし、積極的な改正の方向に進んでほしいという思いでございます。

その上で、私からは、資料2-1、条例改正への答申素案の66ページ以下にあります、利用エネルギーの脱炭素化に関する制度強化について、コメントをさせていただきます。

脱炭素化の実現に向けましては、電力の脱炭素化が日本では最も急がれるのではないかと思います。東京都も、2030年までに再エネ電力を50%程度まで高めるという方針でございますけれども、このためには、自家発電の太陽光発電設備による再エネ化と、加えて系統からの供給電力の脱炭素化も急がなければならないと思っております。

これを推進するために、素案にあります、エネルギー環境計画書制度の強化につきましては、ぜひここに書かれていることを積極的に推進してほしいと思っております。新たな再エネ割合、2030年度目標水準の設定も、都の2030年まで再エネ電力50%の目標と整合性のある積極的な目標水準にさせていただきたいということと、それから提供するメニューごとの再エネ電力の報告、公表義務化に加えまして、69ページにあります*印の部分ですが、素案に検討事項として書かれています再エネの種別や所在地などもぜひ報告・公表事項にさせていただきたいと思っております。

パブリックコメントを読みますと、小売事業者にとっては、調達電源の詳細は営業秘密とおっしゃっている意見もありましたけれども、電力の脱炭素化を推進していくためには、電源内容の詳細な開示は必須ではないかと思います。企業に対しては、今、様々な形で詳細な情報開示の要請が極めて強くなっている時代ですし、ましてや電力供給事業者が電力の内容をはっきりと詳細に開示するということは、電力の脱炭素化推進にとって必要であると思っております。ぜひ積極的な制度強化を行っていただきたいと思います、発言させていただきました。ありがとうございました。

○田辺座長 国谷委員、ありがとうございました。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 鈴木でございます。

修文と内容については、異論がありません。特に、今日初めて出てきたQ&Aなどの資料は、おとといの私と孫が出した疑問に対しても非常に明快に答えられていると思います。とにかくいいと思ったことは勇気を持ってやるということが大事なんですけれども。

1つ、提案があるのは、条例が発効した後の成果というものを、条例が見込んだことに対してどう達成されているかということですね。環境問題は非常に多変量で多様なので、評価軸が物すごく複雑で、結局、玉虫色で総花的になってしまいがちなんですけれども。あらかじめ、観測可能で曖昧性のないチェックポイントとベンチマークを設定しておいて、それが条例発効後、どういうふうに達成されているかという成果を経時的に観測していく必要があると思うんですね。途中でゴールを動かしたり、ゴールの形を変えたりしないように、この条例そのものがどう有効に機能しているかというのを自己チェックできるような仕組みを考えておいていただきたいと思います。

以上です。

○田辺座長 鈴木委員、ありがとうございました。小学校4年生のお孫さんの意見も都が取り入れてくださって、大変素晴らしいと思います。

それでは、東京都のほうから質問に対するお答え等をお願いできればと思います。

○福安政策調整担当課長 御意見ありがとうございます。

まず、鈴木委員、最後に御発言いただきました条例発効後の成果でございます。

そちらにつきましても、CO2排出量というところでももちろん定量的に取っていけるところはありますけれども、環境問題、CO2だけではなくて様々な関連があると。この審議会の場合でも、生物多様性との連関という観点でも御審議を重ねていただきましたけれども、条例制度推進と併せて、そういった多面的な視点で評価していくというところを考えながら政策を進めてまいりたいと考えてございます。

また、答申の中でも、継続的な制度の検証と見直しということで73ページに書かせていただいているところではございますけれども、事業者の意見ですとか国際的社会的な趨勢なども見据えながら、継続的な検証を行って、さらなる見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

村上委員、国谷委員、御質問いただいているところにつきまして、所管から回答させてい

たきます。

○古舘環境都市づくり課長 環境都市づくり課長の古舘でございます。

村上委員からいただいた御質問について、私のほうから回答させていただきます。

Q&Aの2番目のA2で、トップランナー等事業者という表示があったと思います。その表現が曖昧で申し訳ございません。この意味は、国の建築物省エネ法で定めておりますトップランナー制度に基づいたトップランナー制度という意味合いで書いておりますので、表現について分かりやすいような形に考えてみたいと思います。

2点目のQ19の人権問題について、先生から御指摘いただきましたので、考えてみたいと思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○秋田計画担当課長 続きまして、計画担当課長、秋田と申します。よろしく願いいたします。

国谷委員からの御質問についてでございます。

御指摘のとおり、系統電力の強化は重要だと我々も考えてございます。2030年50%を目標に、我々も目標数値についてはそれに見合うだけの設定をしてまいりたいと考えてございます。

あわせて、報告・公表の義務化に関しまして、詳しい情報というところでございます。

基本的には、報告・公表については原則公開と考えてございますが、一方でパブリックコメントでも、企業秘密の配慮という御指摘もございましたので、公開する項目の範囲等については今後検討していくべきだと思っております。御意見ありがとうございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

今、高瀬委員から手が挙がっています。ぜひ積極的に、一言でも御発言いただければと思っております。

それでは、高瀬委員、よろしく願いいたします。

○高瀬委員 ありがとうございます。

今の点、系統の再エネを増やすという点について、まず2点ほど。

2030年50%ということで、これは多分動かせないとは思いますが、参考までに。私が一緒にやっているWe Mean BusinessというところがG7に対して、これがG7としてのあるべき姿なんじゃないかとして提案しているのは、2030年に再エネ70%ということなので、ベストプラクティスにはもう少しというところが一応あるんじゃないかと思っています。ただ、日本

はスタートが遅れていますので、2030年50%も十分野心的かとも思います。参考情報ですね。

もう一個、これはぜひ検討いただきたいということで、国谷委員から御指摘のあった点、私もそれをどう申し上げようかと悩んでいたんですが、国谷委員が先に言っていただいたので、そこに乗っかる形で意見を申し上げたいと思います。

どの発電所からの電気を調達しているかというのは企業の調達責任ですので、それが分からないというのは、この時代にはあまりよろしくないと思っています。EUでは、2009年から発電源証明という形で、どこで発電された電気を自分は使っているのかというのを需要家が要求したらそれを開示しないとイケないというEU指令が出ています。それが発電源証明という仕組みにつながったわけなんです。これはほかのところでもあった、太陽光が土砂崩れの原因になったんじゃないとか、あまりよろしくない施工をしている太陽光ですとか、あとは風車もこの間却下になった案件がありましたが、その発電所がCO2以外にどんな影響をもたらしているかということに対しても、企業は調達責任を持っていると思っています。そういう考え方をすべきだということなので。

これはトラッキングという形で国の責任でもあるんですが、東京都としてもそれが重要であるという定義を、どうやるかは議論するとして、調達責任としてどの電気を私は使っているのかということが必ず分かるということが重要であると。それがいい再エネの促進につながるということを明記いただきたいと強く思いますというところです。

あとは、すごくたくさんの方の新築の建物に太陽光が入って、それをきっかけに、きっと既存の住宅にも設置する人が増えるんだろうなと予想しています。これでコストも下がってという好循環が期待されるわけなんです。そうなってくると、様々な課題があって、例えば家につけたけど、その家の所有者が分からなくなってしまうとか、ケース・バイ・ケースの事態が生じてくると思うので。

何を申したいかという、チャットボットなども使いつつ、個別の案件にコールセンターというか、そのような形で、何か困った人が行ける場所をつくってあげることがすごく有効なんじゃないかなと思います。個別の相談ができる場所を設置されるといいかと思います。

あと、もう一点、すごく明確に、メリットになるということを資料でも書いてあるんですが、負担、負担という言葉が聞こえてきますので、負担という幅ではなく、それが負担だということではないということ、前払いとか、今、電気代がすごく高いとか変動するという中で、負担ではないという考え方がすごく重要なんじゃないかと思いました。

以上です。

○田辺座長 高瀬委員、ありがとうございました。

それでは、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 ありがとうございます。

今回の御提案、ありがとうございました。国谷委員や高瀬委員がおっしゃっているように、東京都は、全部再エネを設置できるかということ、外から持ってくることになると思いますので、系統の電源を再生可能エネルギー由来とかカーボンニュートラルに近い形を採用している、メニューをそろえるというのは今回書いてありますけれども、それを採用した企業を積極的に評価してあげるような仕組みも、そういう表現もあったかと思いますが、今回入らなくても、評価して促進するような形にできたら非常にいいんじゃないかと思います。

ちなみに、カーボンハーフビルはトップランナー方式と書いてあると思いますけれども、トップランナー方式を評価するのか分かりませんが、東京都がまず隗より始めるということで、再エネの調達をされると思いますが、それに準じたような会社をどんどん評価してあげるというのは一つあるんじゃないかなと思いました。

私のコメントは、今回は太陽光を中心として、どんどん分散リソースを取り入れると思いますけれども、最後、デジタル化のところも書いてありますが、カーボンハーフに向けていろいろなリソースを活用する部分をちゃんと書き込んでいただいているので、非常にありがたいなと思っております。

最後、すごく細かい点なんですけれども、ちょっとだけ気になり始めたら気になってしまったので。資料2-1の14ページ、新築の都内の2050年までの状況が図としてあったと思うんですけれども、青色と肌色が交換していく図なんですけれども、現在のものが最終的に2050年には一戸も残らないような図になっているように感じるので、そういう意図でなければ、今現存のものが2050年に存在してもいいような図になるといいなと。将来、2030年までに建ったものと新築のもので基本残っているのかなと思ったんですが。私の理解が足りていないのかもしれませんが、現存のもので将来残るものが濃い赤なんですかね。その辺、現在のストックが残らないようにも見たので、コメントさせてもらいました。

私からは以上でございます。

○田辺座長 田中委員、ありがとうございます。

それでは、亀山委員、お願いいたします。

○亀山委員 亀山です。本日も丁寧な御説明、それから非常に包括的、またとても高い目標

に向かって政策を実現しようとしてされていることに敬意を表します。

今回については、私はこれでいいと思っていて、まずここからぜひ全力で走っていただきたいと思うんですけれども。というのは、特に建物分野において、屋根の上に太陽光パネルを載せるということと、あと断熱性能を高めることによってZEH、ZEBを推奨していくという部分はいいいと思うんですけれども。

1つの課題は、太陽光に依存し過ぎてしまいますと、結局、昼間の天気がいい日には問題ないんですけれども、夜であったり太陽が照らない日が何日も続いてしまったりしますと、そこでいきなり電力不足に陥るおそれが出てくるんじゃないかなと懸念するんですね。最初はず太陽光を増やしていくところから始めるというのは、それでいいと思うんですけれども、我々が頭の中に描く姿としては、多分、それにプラス蓄電ですとか、太陽光パネルが発電しないときに対してどういうふうにバランスを取っていくのかということまで含めて考えていく必要があるなと思っております。

具体的には、例えば電気自動車ですね。日本は他国と比べて電気自動車が全然普及していないんですけれども、こういった取組の中に電気自動車をうまくセットに加えることによって、電気自動車の蓄電機能とセットで屋根上の太陽光パネルを売り出していくとか、何かそういったアイデアも今から取り入れていったほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○田辺座長 亀山委員、ありがとうございます。

それでは、都のほうからお答え等をお願いしたいと思います。

○秋田計画担当課長 計画担当の秋田でございます。御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

高瀬委員に最初に御意見を頂戴しました、調達先の情報のお話でございます。

確かに、いろいろ需要家さんからお話を聞いておりますと、こういったところから調達しているものかという質のところは非常に関心があると感じております。

現在、原則、報告・公開するものと認識はしてございますが、いろいろな国の制度等も参考にしながら、今後、公開する項目の範囲等については整理していきたいと思っております。

また、田中委員から、系統について再エネメニューをつくった企業が評価されるような仕組みをというご意見につきましては、我々といたしましては、例えば電力供給事業者の方から報告されるメニュー等について、情報が分かりやすく需要家の皆さんに発信されるよう

に、表示の工夫をしていきたいと思っております。そうした取組によって、意欲的に取り組む事業者様が評価されて、需要家の方から選択されるという、結果的にそういった部分につながるような取組を実行してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○古舘環境都市づくり課長 環境都市づくり課長、古舘でございます。

高瀬委員、田中委員、亀山委員からの御質問について、順に御説明させていただきます。

まず、高瀬委員からいただきました、空き家等に関する問題、それぞれいろいろな課題が出てくるだろうということに対する対応でございます。

今回もQ&Aというものをお示しさせていただきました。こういうQ&A等を通じて発信していくとともに、現在、環境局で太陽光ポータルという専用のポータルサイトを作っておりますので、そういうものも活用していく。さらに、様々なメディアとか媒体等も使って発信していきたいと考えています。

先生から御提案いただいた相談窓口、コールセンターについても、検討を進めておりまして、基本方針の16ページ、実効性を高める取組の方向性という中で、相談窓口の設置を検討しておりますので、御報告させていただきます。

あと、2点目、負担という言葉よりメリット、要は前向きに伝わるような表現のほうがいいのではないかと御意見をいただきました。

先生のおっしゃるとおり、今後発信していくに当たって、皆様に前向きに理解いただけるような発信の仕方を考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、田中委員からいただいた御指摘でございます。

委員が御発言いただいたのは、基本方針の6ページの資料と思います。こちらの資料は、現在から2050年までの建物の状況を示しております。この表上では、濃いオレンジで書いてある部分は、現在から2050年まで、リフォームにより残る建物70万棟として表記しています。分かりづらく申し訳ありません。表記について、工夫したいと思っております。

最後に、亀山委員からいただいた御指摘でございます。太陽光に頼り過ぎずに、PVを増やすということも必要だけれども、蓄電とかEV等の活用ということでございました。

こちら、資料2-1、基本方針の中で、37ページにZEV充電器の設備について記載させていただいております。その中で、誘導基準という形になりますけれども、V2HとかV2Bの活用も都としても考えておりますので、そういう考え方も引き続き進めていきたいと思っております。

私からは以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、この後、石井委員、山岸委員、稲垣委員にお願いしたいと思います。

石井委員、お願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

まず、1点目はコメントなんですけれども、今回の改正案、非常に丁寧で、かつ目標の高い仕事をされていらっしゃるなど思っておりまして、ぜひサポートさせていただきたいと思っています。

私の希望としては、都のこうした試みとその実現が国のカーボンニュートラリティに向けての歩みを加速するというか、後押しするというか、そういう方向になってくれるとすごくいいのではないかと思います、そういう観点からも、国谷委員のコメントをぜひサポートしたいと思いました。

2点目は質問でありまして、パブリックコメントは日本国民あるいは東京都民から寄せられたんだと思うんですけれども、ひょっとして海外からの評価みたいなものがあつたかどうかということ。東京都はC40の仲間でもありますし、リーダー格ともみなされておりますし、キャップ&トレードとか非常に先進的な試みもされているわけですが、今、都のこの作業をされてきた方の評価として、こうした条例等々によって、今、東京都の歩みがほかのリーディング都市、海外の都市と比べてどこら辺の位置にあるのかなということについて、もし相場観というか評価みたいなことを感じておられることがあるとシェアしていただけるとありがたいと思います。

私からは以上です。

○田辺座長 石井委員、ありがとうございます。

それでは、山岸委員、お願いいたします。

○山岸委員 ありがとうございます。

幾つか細かい点があるので、順番に行かせていただきます。

まず最初に、簡単な点から、太陽光のQ&Aの資料の中で、Q11のライフスタイルに関して聞いているところがあるんですけれども。ここは多分、CO2の観点からこの説明で特に違和感はないんですけれども、Qの書き方が、ライフサイクルで考えると太陽光パネルは環境に優しいのでしょうかと聞かれているので、廃棄の話とかも一般的に聞くと含んでいるかのように見えるので、Q16を参照してくださいぐらいを入れてもいいのかなと思いました。何とな

く、読者層によっては、ライフサイクルアセスメントのCO2の話だけをしているとはぱっとは聞こえないようなQの書き方になっていた気がするので、というのが1点でございます。

2つ目は、ここで答申案を細かく変えてくれという趣旨ではないんですが、あえてということで見ると、3点ほどお話ししたいことがありまして。

資料2-1の修文案の見え消し版でいうと、まず最初に73ページの最後のほう、先ほど鈴木委員が御指摘いただいたことだと思うんですけれども、特に8行目、4、継続的な制度の検証と見直し等についての部分で、12行目に「このため、今回検討している制度についても、制度実施後の適切な時期に、CO2削減効果などの数量的な評価を行うとともに」と書いてございます。もちろんCO2の削減効果をちゃんと見るのは大事だと思いますし、特に今回話題になっている太陽光の義務化に関していうと、ほかにも見たほうがいいポイントもあるのかなと思ったので、ここに全部書き出すかどうかは別としても、東京都さんの中では、ここは定点観測しておいたほうがいいですよというある種の指標を持っておいたほうがいいのかと思いました。

私がぱっとこれですねと御提示できるわけではないんですが、例えばで申し上げますと、太陽光を実際に導入するとき、制度として既に日照度に応じて地域分けをされているので、そこに偏るのはある程度当たり前なんだと思うんですが、変な偏りが生じていないかどうかとか、あと事業者さんがどういう形で目標達成しているのかを見てみるとか、あるいは価格を東京都さんがダイレクトに評価するか分からないですけども、見ておくとか。制度としておかしい動きがされていないかどうかは、我が国では初めてやる制度なので、慎重に見ておくことも大事なかなと思いました。それは、必ずしも東京都さんのせいじゃないことを東京都さんのせいだと言われてしまわないようにするためにも大事なことだと思いますので、そういった観点で見ておくのが必要だと思います。

こう言うと、コストも見てくださいという話もきっとあると思うんですけれども、コストを見るときに一つ大事なポイントとしては、例えば単純に2022年と比べたときにどうだったかということだけじゃなくて、例えばエネルギー価格が高騰していた状況下であれば、この制度がなければ本来こうなっていたかもしれないけれどもこうだったかという、反実仮定の仮定に比べてどうであったかをちゃんと比較することが、もしコストを見るのであれば必要だと思います。というのが見え消し資料の1点目です。

2点目が42ページのカーボンーフビルという定義が出てくることなんですけれども、これは特に駄目ということじゃないんですけど、長くこの名称を使って、2030年までカーボン

ハーフビルと言いつけるんだとすると、ひょっとしたら違和感が出てくることもあるのかもなと思いました。というのは、カーボンハーフを2030年に東京都さんが達成しているときに、物すごく先進的なビルはカーボンハーフ以上はっていないと、多分、カーボンハーフは達成できていないんじゃないかなと思ったので。他方で、ZEBを目指しましょうとかという話もあるので、どうなんだろうという感じでは思いましたので。割と短期で名称を変更していきますよという意味だったらこれでもいいのかなと思ったんですが、ちょっと気になったという程度でございます。

次は、21ページの建築物の環境性能表示の部分で、これは基本方針の資料3の40ページにもあるんですが、こちらのほうが詳しいので。基本方針でも3番目に自然環境の保全というのが出てくるんですが、これが緑化だけだとさすがにつらいなと思っていました。

例えば、昨年のグラスゴーの会議でも、気候変動の結果と同時に、会場の外で森林減少をゼロにしていきましょう宣言が出たりとかしているので、使われていく資材とかもちゃんと見て、東京都で使われるようなものは、大きな建築物は木造建築物じゃないケースのほうが多いとは思いますが、その辺を入れ込んだ形にしていかないと、緑化だけだとどうかという視点が来ると思うんですね。緑化だけじゃなくて、使っている素材はどうなんですかとか、どこから来ているんですか、ビルディングコードはちゃんとその辺は規定しているんですかということは問われるべきではないかな。じゃないと、緑化だけで生物多様性に貢献していますというのは、もちろんそれも大事ですけども、それだけで言い切るのはちょっとつらいと思います。

以上です。

○田辺座長 どうもありがとうございました。

稲垣委員、よろしくお願いいたします。

○稲垣委員 稲垣です。答申素案の修文ですとかQ&Aの御説明、ありがとうございました。

最後に、短めのコメントだけさせていただきます。

今回の条例発効後に脱炭素行動を加速することになって、あらゆる手段を使って各所で取り組んでいくことになると思いますが、一方で、PPAなど都外の再エネ設備の利用促進などによって、都外の生態系サービスが損なわれる可能性もあります。そして、いろいろな対策を行っていく一方で、気候変動の影響も災害などの形で顕著に表れてくると思っています。東京都の内と外、緩和と適応、それぞれどのようにバランスを取っていくのかを継続的に考え続ける必要があると思います。今気づいていない課題も今後明らかになるかもしれません

し、新しい技術が生まれる可能性もありますので。

資料2-1の答申素案の73ページ、先ほど鈴木委員が御発言されていたときに紹介されていたところなんですけれども、ここにも書かれているんですが、継続的にというか、定期的に検証して制度を見直していただきたいということを最後に申し上げたいです。

以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、長澤委員、お願いいたします。

○長澤委員 ありがとうございます。

今、先生方からいろいろ御発言があったのと同じようなところが気になっておりました。例えば、今回は太陽光パネルに重点をぐっと置いているので、今後の見直しが必要だという文言のところなんですけれども、特にこの制度によって随分とよくなる所はいいと思うんですけれども、例えば実は緑化が少なくなってしまうとか、そういうメッセージが太陽光パネルのほうに強く寄ってしまっていることがありますので、そういうバーターになってしまうところがないだろうか、都外からのエネルギー調達においてもそういうところが減っていったりしないか、そういったバーターになってしまうところをよく見ておく必要があると思いますので。もしそのあたり、書きぶりは直さなくてもいいかもしれないんですけれども、気にしていただければよいかなと思いました。

以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

高瀬委員、手が挙がっていましたが、一言でよければぜひ御発言ください。

○高瀬委員 田辺先生、ありがとうございます。

再エネのもとが分からないことがどんなに深刻かということなんです。CDPの質問書でも、どの電気を使っているか、それはサステナブルなバイオマスか、それ以外のバイオマスかとか、電源だけではなくて、何年に運開した発電所なのかとか、そういうのが分からないと評価されないようになっているんですね。今、CDP回答は、昨年時点で世界の時価総額の65%の企業が回答していますし、そういう時代なので、日本だけそこが答えられないとなると評価にも影響するということをつけ加えたかったということです。

以上です。ありがとうございます。

○田辺座長 高瀬先生、貴重な御意見ありがとうございます。

それでは、東京都のほうから御回答等をお願いいたします。

○福安政策調整担当課長 ありがとうございます。端的に回答させていただきます。

石井先生から、海外の諸都市との評価について御質問いただいております。

東京都のこの制度につきましても、海外向けに、C40、ICLEI、U20ですとか、あと在京の大使館にも英語版を含めて情報発信を行い、ニュースレターなどでお送りしているところがございます。海外でも、先ほど御説明いたしました中で、ニューヨーク、カリフォルニア、ドイツ、EUなどで太陽光義務化の動きが始まっていますので、東京も足並みをそろえて進めていければと考えてございます。この検討会につきましても、在京大使館の方からも傍聴の希望をいただいているところがございますので、高い関心をいただいているのかなと考えてございます。

山岸委員から、制度の検証、定点観測すべき指標というところで御意見を賜ったところがございます。

今後の制度設計を進めていく上で、そういった観点も踏まえて進めてまいりたいと考えてございます。

御質問いただいた点、キャップ&トレード、カーボンハーフビルの関係と新築ビルの関係について、御回答差し上げます。

○大谷総量削減課長 総量削減課長の太谷でございます。

先ほど山岸委員から、カーボンハーフビルについて御意見いただいたところがございます。

おっしゃるとおり、カーボンハーフビルにつきましては、省エネの深掘りに加えて再生可能エネルギーをしっかりと取り組んでいただく事業者様を想定しておりまして、レベルの高い事業者の方がこういったところに該当すると考えておりますので。今回、パブリックコメントでも、カーボンハーフビルがどのようなビルかということで御質問もいただいておりますので、どのような基準でこういったビルを選定していくか、そのために誤解を生まないような形の名称をどうしていったらいいかというところも、今回（仮称）ということをつけさせていただいておりますけれども、こういった名称、技術的な面も含めて、今後、詳細な検討をしていければと思っております。ありがとうございます。

○宇田建築物担当課長 建築物担当の宇田でございます。

新築建築物の評価の中の自然環境の保全について、山岸委員から御指摘いただきました。

委員御指摘の趣旨は、恐らく、建築分野におきましては、建築資材のほうの観点なのかなと思っております。調達してくる木材等の資源につきましては、資源の適正利用のほう

でいろいろ詳細に見ていきたいと思っております。資料2-1の素案の25ページにも書かせていただいておりますが、低炭素・循環型資源という視点で資材をしっかりと評価していきたいと思っております。今後ともこういった検討を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

本日、貴重な御意見、ありがとうございました。

最後に、私のほうから簡単に申し上げたいと思っております。

前回、8月1日にパブリックコメントを東京都が整理していただいて、3,779通ございました。多くは太陽光に関わるものだったんですけども、改めて見てみまして、20代、30代の方が7割、6割、賛成されていて、年代が上がるにつれて反対の方が多くなるんです。我々は、若い世代のために何をやってあげられるのか、あるいは今回の提案を実効性を伴ってちゃんとやっていくということが重要だろうと認識しております。私からは、実効性のある制度に皆さんの御知見が極めて重要だと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします、また都にもよろしくお願いいたしますと思っております。

今、答申（案）の説明がございましたけれども、本日、御意見をいただいた中で、修正という点もありましたので、先ほどの議論を踏まえて、事務局にて修文案の作成をお願いしたいと考えています。

修文については、私のほうで確認させていただきたいと思っておりますので、よろしければ座長に一任させていただきたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田辺座長 ありがとうございます。それでは、御異議ないということでございますので、修文については座長一任とさせていただきたいと思っております。

次回の検討会では、修文した部分を中心に、委員の皆様にご説明させていただきたいと思っております。そして、その後、検討会での答申（案）として企画政策部会の方にお諮りしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降については事務局に引き続きをさせていただきます。本日はありがとうございました。

○福安政策調整担当課長 本日の御審議、誠にありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールについて、資料4で御説明いたします。

次回の検討会で答申（案）の取りまとめを行わせていただき、引き続き企画政策部会への報告を行わせていただきたいと存じます。詳細は改めて御連絡いたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして第9回「カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会」を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（午後4時20分閉会）